

自転車指導啓発重点路線（尾道警察署）

令和4年5月

この路線でよく見られる自転車利用者の違反形態

- 指定場所で一時停止をしない
- 並進
- 右側通行
- イヤホンを使用した運転



自転車関連交通事故発生状況（H29～R3合計）

区分	尾道警察署管内	
	重点路線	その他
自転車関連交通事故件数	187	4

★自転車運転する人は次の点に気を付けましょう！★

1 「止まれ」では確実に一時停止を！

一時停止場所や見通しの悪い交差点では必ず一時停止しましょう。

2 右側通行、並進は禁止！

自転車は車両です。右側通行すると交通事故の危険が高まるので、左側端を通行しましょう。
他の自転車と並進すると、歩行者や自動車の通行の妨げとなりますので、やめましょう。

警察では、自転車運転者の信号無視等に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。

【重点路線】尾道市道

（東御所町、西御所町、新浜1丁目、久保1丁目）

➤ 選定理由

- ・ 尾道駅周辺には商業施設・学校が多数あり、通勤・通学、買い物等での自転車利用者が多く、並進や歩道通行する自転車も多い。
- ・ 自転車利用者のルール違反やマナーについての要望多数

重点路線

